

令和 7 年第 1 回定例組合議会（令和 7 年 3 月18日）

入間東部地区事務組合議会会議録

入間東部地区事務組合議会

令和7年第1回入間東部地区事務組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
議事日程（3月18日）	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
開会及び開議の宣告（午前10時04分）	6
◎議会運営委員長の報告	6
日程第1 会議録署名議員の指名	7
日程第2 会期の決定	7
◎例月出納検査結果の報告	7
◎出席説明員の報告	7
日程第3 管理者施政方針	7
日程第4 議案審議	10
◎第1号議案 令和6年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第5号）	10
◎第2号議案 入間東部地区事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び入間東部地区事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例	10
◎第3号議案 入間東部地区事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	11
◎第4号議案 入間東部地区事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び入間東部地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	11
◎第5号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11
◎第6号議案 入間東部地区事務組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	11
◎第7号議案 入間東部地区事務組合消防団条例の一部を改正する条例	11
◎第8号議案 入間東部地区事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	11
◎第9号議案 令和7年度入間東部地区事務組合一般会計予算	11

◎第10号議案	議決事項の一部変更について	11
◎第11号議案	議決事項の一部変更について	11
◎委第1号議案	入間東部地区事務組合議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	11
日程第5	一般質問	37
日程第6	閉会中の継続調査の申し出について	47
◎管理者あいさつ		47
閉会の宣告（午後 零時40分）		48
署 名		49

入間東部地区事務組合告示第1号

令和7年第1回入間東部地区事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年3月10日

入間東部地区事務組合管理者 高 畑 博

- 1 期日 令和7年3月18日（火）午前10時
- 2 場所 入間東部地区事務組合大講堂（4階）

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	佐野正幸	議員	2番	村元寛	議員
3番	前田広子	議員	4番	原田雄一	議員
5番	本名洋	議員	6番	小松伸介	議員
7番	斉藤隆浩	議員	8番	篠田剛	議員
9番	島田和泉	議員	10番	山田敏夫	議員
11番	林善美	議員	12番	細田三恵	議員
13番	川畑勝弘	議員	14番	塚越洋一	議員
15番	久保健二	議員			

不応招議員（なし）

令和7年第1回入間東部地区事務組合議会定例会議事日程

令和7年3月18日(火)

午前10時 開 会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 管理者施政方針

日程第 4 議案審議

第 1号議案 令和6年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算(第5号)

第 2号議案 入間東部地区事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び入間東部地区事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

第 3号議案 入間東部地区事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

第 4号議案 入間東部地区事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び入間東部地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第 5号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 6号議案 入間東部地区事務組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 7号議案 入間東部地区事務組合消防団条例の一部を改正する条例

第 8号議案 入間東部地区事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

第 9号議案 令和7年度入間東部地区事務組合一般会計予算

第10号議案 議決事項の一部変更について

第11号議案 議決事項の一部変更について

委第1号議案 入間東部地区事務組合議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 一般質問

日程第 5 閉会中の継続調査の申し出について

閉 会
議会議長

△出席議員（15名）

1 番	佐 野 正 幸 議員	2 番	村 元 寛 議員
3 番	前 田 広 子 議員	4 番	原 田 雄 一 議員
5 番	本 名 洋 議員	6 番	小 松 伸 介 議員
7 番	斉 藤 隆 浩 議員	8 番	篠 田 剛 議員
9 番	島 田 和 泉 議員	10 番	山 田 敏 夫 議員
11 番	林 善 美 議員	12 番	細 田 三 恵 議員
13 番	川 畑 勝 弘 議員	14 番	塚 越 洋 一 議員
15 番	久 保 健 二 議員		

△欠席議員 な し

△本会議に職務のため出席した者の職氏名

辻 本 貴 徳	事務職員	新 井 良 輔	事務職員
---------	------	---------	------

△地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

高 畑 博	管 理 者	星 野 光 弘	副 管 理 者
林 伊佐雄	副 管 理 者	工 藤 淳	会 計 管 理 者
宮 寺 和 美	事 務 局 長	高 橋 映 治	次 長 兼 総 務 課 長
中 川 一 諭	消 防 長	上 田 安 孝	次 長 兼 予 防 課 長

石 塚 孝 消防総務課長
小 嶋 学 救 急 課 長
関 根 敏 行 西 消 防 署 長

浦 野 哲 也 警 防 課 長
長谷川 義 兼 指 揮 統 制 課 長

△開会及び開議の宣告（午前10時04分）

○山田敏夫議長 ただいまの出席議員は15人です。

議員の出席が定足数に達しておりますので、議会の成立を認め、ただいまから令和7年第1回入間東部地区事務組合議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎議会運営委員長の報告

○山田敏夫議長 議会運営委員会の報告を求めます。

久保委員長。

○久保健二議会運営委員長 おはようございます。本日、午前9時30分より議会運営委員会を開催し、本定例会における議事運営について協議いたしましたので、ご報告いたします。

まず、本定例会における議事運営についてご報告いたします。

提出議案について、管理者提出議案として、令和6年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第5号）、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例のほか、条例改正が7件、令和7年度入間東部地区事務組合一般会計予算、議決事項の一部変更についての2件の合計11件でございます。

続いて、委員会提出議案といたしまして、入間東部地区事務組合議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の1件です。

次に、資料請求の提出はなく、4番、原田雄一議員からの一般質問の通告を確認いたしました。

また、会期については、執行部から提出議案の概要説明を受け、協議した結果、本日1日とすることに決定し、日程については、お手元に配付されております議事日程（案）のとおりとすることに決定いたしましたので、お手数ではありますが、議事日程（案）の（案）を二重線等で消していただきたいと思います。

なお、閉会中における継続調査の件について、議長宛てに申出を行うことに決定いたしました。

以上、本定例会の運営が円滑に行われますよう皆様のご理解とご協力をお願いし、ご報告といたします。

○山田敏夫議長 ただいまの委員長報告に対し、質疑を受けます。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で議会運営委員会の報告を終了いたします。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○山田敏夫議長 日程第1, 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は, 会議規則第88条の規定により, 9番・島田和泉議員, 11番・林善美議員を指名いたします。

△日程第2 会期の決定

○山田敏夫議長 日程第2, 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は, 本日1日にしたいと思いますが, これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 異議なしと認めます。

したがって, 会期は本日1日と決定いたしました。

◎例月出納検査結果の報告

○山田敏夫議長 ここで, ご報告いたします。

例月出納検査の結果報告の写しはお手元に配付してあります。

◎出席説明員の報告

○山田敏夫議長 地方自治法第121条の規定による説明員は, お手元に配付しております説明員一覧表のとおりとなっておりますので, ご了承願います。

△日程第3 管理者施政方針

○山田敏夫議長 日程第3, 管理者施政方針を行います。

高畑管理者。

○高畑 博管理者 おはようございます。令和7年第1回入間東部地区事務組合議会定例会の開会に当たり, 当組合の現況と, 令和7年度における消防行政及び衛生行政の施政方針を謹んで申し上げ, 議員の皆様と住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに, 年明けから2月中旬にかけて, 過去最強と言われる寒波が日本海側を中心とした広い地域に記録的な大雪をもたらしました。除雪作業中の転倒, 転落による事故が相次いだほか, 公共交通機関の運休や道路の通行止め等, 災害級の大雪は列島各地で猛威を振りました。

また、1月28日には埼玉県八潮市内の県道におきまして、下水道管の破損に起因すると思われる陥没が起き、走行中のトラックが転落する事故が発生しました。運転していた男性の本格的な救助活動に向けた作業が現在も行われております。

さらに、2月26日に岩手県大船渡市で発生した山林火災は、広範囲に延焼が広がり、焼失面積は約2,900ヘクタールまで拡大しました。消防庁長官の求めに応じ、全国各地から駆けつけた緊急消防援助隊が現地で消防活動に従事し、当組合からも3月5日に消火隊1隊を現地に派遣し、消火活動に従事したところでございます。被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、大船渡市の日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

時を選ばず発生する様々な災害に対し、消防の使命である地域住民の尊い人命と財産を守るという大きな責任を果たすため、日頃からの備えをしっかりと行い、いかなる状況にも対応できるよう努めてまいり所存でございます。

続きまして、令和6年の1年間における組合管内の災害状況及びこれに対応した消防活動実績につきまして申し上げます。組合管内の火災発生件数につきましては45件で、前年比4件の増加となっており、損害額につきましては3,098万9,000円で、前年比4,669万1,000円の減少となっております。

続きまして、救急出動件数につきましては、管外出動5件を含め1万6,280件で、前年比1,006件の増加となり、3年連続で過去最多となりました。構成市町ごとの出動件数につきましては、富士見市が7,001件で556件の増加、ふじみ野市が6,532件で126件の増加、三芳町が2,742件で321件の増加となっております。また、救急支援出動件数につきましては1,374件で、前年比68件の増加となっております。

次に、埼玉県ドクターヘリコプターの要請件数につきましては35件で、前年比16件の減少となっております。

続きまして、救助出動件数につきましては287件で、前年比25件の減少となっております。出動の内容といたしましては、火災、交通事故、水難事故及び建物や機械による事故の事案に出動し、87名の方を救助しております。

これらの出動の状況、実績を踏まえ、消防活動の主な施策について申し上げます。

初めに、消防活動の基本体制といたしまして、近年、地球温暖化の影響により数十年に一度と言われるような自然災害が毎年のように発生しております。そのような状況の中で、それらを含めた大規模災害に迅速に対応するため、消防団及び自主防災組織との連携につきまして、より一層の強化を図り、組合管内の住民の皆様の安心安全の確保に取り組んでまいります。

続きまして、常備消防に関する施策でございます。まず、消防車両につきましては、当組合の更新計画に基づきまして、西消防署配備の水槽付消防ポンプ自動車、ふじみ野分署配備

の高規格救急自動車及び東消防署配備の多目的搬送車、合計3台を更新いたします。また、更新車両は、最新鋭の装備の導入を図ることにより、消防力の強化につなげてまいります。

次に、消防業務の中核である高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムにつきましては、令和6年度及び令和7年度の2か年継続事業で更新工事を実施しております。令和8年度からの利用開始に向けて着実に工事を進めてまいります。

次に、消防活動に関する業務の取組でございますが、複雑多様化する各種災害に対応するため、災害現場で活動する隊員の育成が重要な課題となっております。各所属における教育訓練をはじめ、消防大学校及び消防学校で実施される専門教育訓練を通じて、隊員の知識及び技術の習得に取り組んでまいります。

次に、救助活動に関する業務の取組でございますが、救助隊員の育成につきましては、消防学校の専門教育である救助科への入校のほか、当組合独自に実施している救助隊員資格認定教育訓練により、育成を図っているところでございます。また、各消防本部の消防救助隊員が一堂に会し、競い、学ぶことを通じ、模範となる消防救助隊員を育成するため、消防救助技術指導会に出場いたします。各地区の指導会を通過し、当組合の最終目標としております全国消防救助技術大会が令和7年8月30日に兵庫県立広域防災センターにおきまして開催される予定でございます。住民の皆様のご期待に応えるべく、さらなる救助技術の向上を図ってまいります。

次に、救急活動に関する業務の取組でございますが、救急隊員の育成につきましては、消防学校の専科教育である救急科へ令和7年度も引き続き職員を入校させ、救急隊員の資格取得者の増員を図るとともに、併せて救急救命士埼玉県養成課程及び救急救命東京研修所に救急隊員を入校させ、国家資格である救急救命士の資格取得を目指してまいります。また、急増する救急需要への対応と救急隊員の負担軽減は喫緊の課題であります。特に救急需要の多い日中の救急対策として、令和7年度から日勤救急隊を新たに創設し、救急対応の向上を図ってまいります。

次に、住民の皆様に対する応急手当の普及啓発につきましては、正しい救急の知識や救命の技術を学んでいただくため、組合ホームページや構成市町の広報紙などを通じて情報発信し、さらなる普及啓発に努めてまいります。

次に、火災予防に関する業務の取組でございますが、防火対象物の火災予防を目的とした立入り検査を、令和6年中におきまして前年比166件増の973件実施いたしました。立入り検査を行う予防査察員が消防法令違反に対する違反処理等を適切に行えるよう、各種研修への積極的な参加、組合内部における職員研修を定期的に行ってまいります。また、住宅火災による被害低減のため、住宅用火災警報器の設置率の向上と併せまして、住宅用火災警報器の更新、適正な維持管理を含めた総合的な住宅防火防災対策を推進してまいります。

続きまして、非常備消防の取組でございます。消防団の装備のさらなる充実強化を図るため、三芳町消防団第5分団に配備している消防ポンプ自動車を更新し、普通自動車免許で運用できる車両総重量3.5トン未満の消防ポンプ自動車を配備いたします。

次に、消防団員の育成につきましては、消防学校における教育訓練を受講していただき、専門的な知識及び技術の習得に努めていただくとともに、消防職員との合同訓練を実施し、さらなる連携強化に取り組んでまいります。

続きまして、衛生行政の取組につきまして申し上げます。

初めに、浄化センターの状況でございますが、令和6年4月から令和7年2月末日までの搬入量は7,836キロリットルとなり、前年同期比311キロリットルの増加となっております。浄化センターから排出する処理水につきましては、日々の運転管理において徹底した水質監視を行いながら、構成市町環境課と連携し、安定化を図ってまいります。

続きまして、しののめの里の利用状況でございますが、令和6年4月から令和7年2月末日までの火葬件数は3,468件、式場利用件数は531件で、前年と比べ火葬では84件、式場利用では35件の増加となっております。しののめの里におきましては、令和6年度及び令和7年度の2か年継続事業で空調設備等更新工事を実施しております。着実に工事が完了するよう取り組んでまいります。また、火葬炉設備等につきましても計画的に修繕し、長寿命化の取組を継続してまいります。

最後に、組合職員の人材育成につきましては、職の階層ごとにその職務遂行に必要な知識の習得や意識改革を目指し、彩の国さいたま人づくり広域連合が主催する職員研修への派遣を行います。特に新規採用から5年目までの職員につきましては、早期の能力開発のため、重点的に派遣を行ってまいります。また、よりよい職場環境づくりのため、各種研修機会を通じ、職員の意識向上を図ってまいります。

以上、組合の現況と令和7年度における施策の概要を述べさせていただきました。

今後におきましても、地域の安心安全と快適な生活環境の向上を目指し、構成市町と連携を図りながら、消防・衛生行政の円滑な運営と推進に、職員一丸となって全力で各施策に取り組んでまいります。

議員の皆様におかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、管理者施政方針といたします。

△日程第4 議案審議

◎第 1号議案 令和6年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第5号）

◎第 2号議案 入間東部地区事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び入間東部地区事務組合個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

- ◎第 3号議案 入間東部地区事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- ◎第 4号議案 入間東部地区事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び入間東部地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- ◎第 5号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ◎第 6号議案 入間東部地区事務組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- ◎第 7号議案 入間東部地区事務組合消防団条例の一部を改正する条例
- ◎第 8号議案 入間東部地区事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- ◎第 9号議案 令和7年度入間東部地区事務組合一般会計予算
- ◎第10号議案 議決事項の一部変更について
- ◎第11号議案 議決事項の一部変更について
- ◎委第1号議案 入間東部地区事務組合議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
- 山田敏夫議長 日程第4，議案審議を行います。

これより本定例会に提出されました議案の上程を行います。

職員に議案名を朗読させます。

- 辻本貴徳事務職員 (議案名朗読)

- 山田敏夫議長 以上，議案11件を上程いたします。

これより管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

- 高畑 博管理者 それでは，本定例会に提出させていただきました議案の提案理由を申し上げます。

初めに，第1号議案 令和6年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第5号）につきましては，歳入歳出予算，繰越明許費及び地方債を補正する必要性が生じたため，地方自治法第96条第1項第2号の規定により，提案するものでございます。

次に，第2号議案から第8号議案までの条例につきましては，地方自治法第96条第1項第1号の規定により，提案するものでございます。

まず，第2号議案 入間東部地区事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び入間東部地区事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例でございますが，刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い，条文を整理するため，各条例の一部を改正したいので，提案するものでございます。

次に，第3号議案 入間東部地区事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例でございますが，職員の定年延長に伴い，管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を改め，当該制度による職員の降任に関し統一を図るとともに，条文を整理するため，

本条例の一部を改正したいので、提案するものでございます。

続きまして、第4号議案 入間東部地区事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び入間東部地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、子の看護休暇の対象の拡大等をするため、各条例の一部を改正したいので、提案するものでございます。

次に、第5号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、人事院の給与改定に関する勧告を鑑みた一般職の職員の給与の改定等を行うため、本条例の一部を改正したいので、提案するものでございます。

続きまして、第6号議案 入間東部地区事務組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例でございますが、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条文を整理するため、本条例の一部を改正したいので、提案するものでございます。

次に、第7号議案 入間東部地区事務組合消防団条例の一部を改正する条例でございますが、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条文を整理するため、本条例の一部を改正したいので、提案するものでございます。

続きまして、第8号議案 入間東部地区事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例でございますが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非常勤消防団員の処遇改善を図るとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正したく、提案するものでございます。

次に、第9号議案 令和7年度入間東部地区事務組合一般会計予算につきましては、令和7年度の当初予算を定めたいので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、提案するものでございます。

最後に、第10号議案及び第11号議案 議決事項の一部変更についてでございますが、令和6年第1回入間東部地区事務組合議会臨時会において議決を得ました財産の取得について更新したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

提案理由は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○山田敏夫議長 以上で議案の上程を終了いたします。

第1号議案 令和6年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

- 宮寺和美事務局長 第1号議案 令和6年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算(第5号)につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書を御覧ください。歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正並びに地方債の補正をするものでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出それぞれ1,920万円を減額し、歳入歳出それぞれ49億2,951万6,000円とするものでございます。

第2条では繰越明許費の補正、第3条では地方債の補正をするものでございます。

今回の補正は、事業の繰越しに伴い、一般財源を確保することが必要となるため、財源内訳更正を行う補正となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 山田敏夫議長 質疑の方法については、申し合わせ事項により、歳入歳出を一括で質疑を行います。なお、質疑に当たっては、予算書のページ数や予算科目を示してから質疑を行うようお願いいたします。

それでは、質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

- 山田敏夫議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第1号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 山田敏夫議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

- 山田敏夫議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第1号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 山田敏夫議長 挙手全員であります。

よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

第2号議案 入間東部地区事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び入間東部地区事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

- 宮寺和美事務局長 第2号議案 入間東部地区事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び入間東部地区事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条文を整理するものでございます。

改正内容でございますが、刑法の改正に伴い、懲役及び禁錮の刑が廃止され、新たに拘禁刑が創設されたため、関連する条例の一部を改正するものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 山田敏夫議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

- 山田敏夫議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第2号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 山田敏夫議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

- 山田敏夫議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第2号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 山田敏夫議長 挙手全員であります。

よって、第2号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

第3号議案 入間東部地区事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

- 宮寺和美事務局長 第3号議案 入間東部地区事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例は、職員の定年延長に伴い、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を改め、当該制度による職員の降任に関し統一を図るとともに、条文を整理するものでございます。

改正内容につきましては、5級以上の職員を対象とするため、管理職手当を支給される職員を給料表の5級から8級までに格付された職員に改めるものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 山田敏夫議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

- 山田敏夫議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第3号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 山田敏夫議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

- 山田敏夫議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第3号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 山田敏夫議長 挙手全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

第4号議案 人間東部地区事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び人間東部地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

- 宮寺和美事務局長 第4号議案 人間東部地区事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び人間東部地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料6の条例改正概要を御覧ください。育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、子の看護休暇の対象拡大等の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を3歳未満から小学校就学前の子を養育する職員に拡大するものでございます。子の看護休暇を子の行事参加等の場合も取得可能とし、対象となる子の範囲を小学校就学前から小学校3年生修了前まで拡大するものでございます。

また、育児・介護休業法等の一部改正法により、条文の整理を行うものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 山田敏夫議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

塚越洋一議員。

- 14番塚越洋一議員 この条例に基づく休暇の取得状況と、今回の改正に伴うその状況の変化及び課題等についてお答えいただきたいと思っております。

- 山田敏夫議長 事務局長。

- 宮寺和美事務局長 特別休暇になりますので、これは皆様取得率は、今率的にどれぐらいというの把握しておりませんが、かなり取得はされているところでございます。

- 山田敏夫議長 塚越洋一議員。

- 14番塚越洋一議員 かなりされているということで、本改正に伴う状況の変化とその課題についてありましたらお答えください。

- 山田敏夫議長 休憩します。

.....
休 憩 午前10時41分

再 開 午前10時41分
.....

○山田敏夫議長 再開します。

消防長。

○中川一諭消防長 お答え申し上げます。

今回の改正に伴い一番影響を受けるのは、我々現場を持っている消防組織になるかと思えます。現在の法制度の中でもかなりの職員がしっかりと育児休業等も取得しておりまして、今後もこういった拡大されたというところでかなり取得が増えるのかなという推測をしているところですが、それに伴う人員配置等々につきましては、今5署ある署所間でしっかりと調整をしながら、災害活動に支障のない運営にしていきたいというふうを考えているところでございます。

以上です。

○山田敏夫議長 ほかに質疑はありませんか。

村元議員。

○2番村元 寛議員 介護に関しても、これから取得できるということなのですが、この処置を講じなければならないということで申出があった場合には対応されると思うのですが、これは何か具体的なこういった形で取ってもらいますというような何かそういったイメージがあるのかどうかお伺いしてよろしいでしょうか。

○山田敏夫議長 休憩します。

.....
休 憩 午前10時43分

再 開 午前10時43分
.....

○山田敏夫議長 再開します。

事務局長。

○宮寺和美事務局長 失礼いたしました。職員には、通知文で法律が変わった改正ポイントだとか、その辺も周知させて取れるようにはしていくつもりでございます。すみません。失礼いたしました。

○山田敏夫議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第4号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第4号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○山田敏夫議長 挙手全員であります。

よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

第5号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

○宮寺和美事務局長 第5号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料8の条例改正概要を御覧ください。令和6年人事院勧告及び構成市町の動向を踏まえた職員の給与改定、消防職員の特殊勤務手当について改定を行うとともに、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条文の整理を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、給料表の改定、職務の級が8級である職員の昇給停止、扶養手当について配偶者に関わる扶養手当を廃止する。なお、緩和措置により7級以下の職員については、令和7年度配偶者に関わる扶養手当は3,000円とするものでございます。また、子の扶養手当を1万3,000円とするものでございます。なお、令和7年度子に関わる扶養手当は1万1,500円とするものでございます。特殊勤務手当の改定については、緊急消防援助隊として出動した場合の手当額を4,000円から2,160円に改定するものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山田敏夫議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第5号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第5号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○山田敏夫議長 挙手全員であります。

よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

第6号議案 入間東部地区事務組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

○宮寺和美事務局長 第6号議案 入間東部地区事務組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、外国出張の旅費について改正するものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山田敏夫議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第6号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 山田敏夫議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

- 山田敏夫議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第6号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 山田敏夫議長 挙手全員であります。

よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

第7号議案 入間東部地区事務組合消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

消防長。

- 中川一諭消防長 第7号議案 入間東部地区事務組合消防団条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条文を整理するため、入間東部地区事務組合消防団条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものでございます。

以上が第7号議案 入間東部地区事務組合消防団条例の一部を改正する条例についてのご説明でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 山田敏夫議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

- 山田敏夫議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第7号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 山田敏夫議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第7号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○山田敏夫議長 挙手全員であります。

よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

第8号議案 入間東部地区事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

消防長。

○中川一諭消防長 第8号議案 入間東部地区事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非常勤消防団員の処遇改善を図るとともに、条文を整理するため、入間東部地区事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、非常勤消防団員の退職報償金の支給額につきましては、これまで勤続年数が5年以上10年未満から、5年区切りで30年以上までの6つに分類され、支給額が決められていたところでございますが、新たに35年以上の区分を設け、退職報償金の増額が行われるものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山田敏夫議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第8号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 山田敏夫議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

- 山田敏夫議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第8号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 山田敏夫議長 挙手全員であります。

よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

第9号議案 令和7年度入間東部地区事務組合一般会計予算を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

- 宮寺和美事務局長 第9号議案 令和7年度入間東部地区事務組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料12の令和7年度入間東部地区事務組合一般会計予算概要を御覧ください。初めに、1の予算概要でございますが、令和7年度予算の歳入歳出総額は53億1,459万6,000円となり、前年度と比べ5億829万4,000円増の率にして10.6%増となっております。前年度と比べ増額となった主な要因は、2か年継続事業において年割額に応じて前年度と比べ増額となったもので、入間東部広域斎場しののめの里空調設備更新工事で3億3,858万円の増、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム構築工事で1億3,996万5,000円の増となっております。

次に、歳入予算の主な特徴につきましては、ポイントを絞ってご説明いたします。分担金及び負担金の組合市町負担金は、前年度比1億5,805万2,000円増の37億2,695万8,000円となっております。歳入総額に占める割合は70.1%となっております。

次に、使用料及び手数料の斎場使用料は、しののめの里における空調設備等更新工事期間中に一定の利用制限がかかることから、前年度比1,838万3,000円減の1億3,563万3,000円を見込んでおります。

2ページをお願いいたします。組合債につきましては、例年借入れております常備、非常備の車両購入のほか、しののめの里空調設備更新工事、高機能消防指令システム及び消防救

急デジタル無線システム構築事業に起債を見込んでおります。構成市町の財政負担を考慮し、充当率、地方交付税、措置率の点で有利な起債メニューを最大限活用した借入れを予定しております。

次に、歳出予算の主な特徴につきまして、こちらもポイントを絞ってご説明いたします。総務費の一般管理費でございますが、前年度比673万8,000円増の1億4,125万円となっております。主な増額要因は、給与改定による人件費増やグループウェア、オフィスソフト使用料の契約体系の見直し等により増額となっております。

次に、衛生費のし尿処理費でございますが、前年度比1,342万3,000円減となっております。浄化センターにおける電気料について減額となるほか、3年ごとに行う修繕項目の減少により減額となったものでございます。

次に、衛生費、斎場管理費でございますが、2か年の継続事業である空調設備等更新事業について年割額に応じて増額となるほか、現在設置されておりますモニターカメラに不具合が生じていることから、当該設備の更新を賃貸借にて行うことから増額となるものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。消防費の消防管理費でございますが、給与改定に伴い人件費が増額となるほか、救急隊増隊及び防災館運営に伴う会計年度任用職員を新規採用するため、増額となるものでございます。

警防費でございますが、令和6年度と同様に3台の車両更新を予定しておりますが、更新車両の種別の相違により減額となるものでございます。

救急費でございますが、日勤救急隊の新設に伴い、消耗品及びスマートフォン、タブレット端末の通信運搬費が増額となるものでございます。

次に、指揮統制費でございますが、2か年の継続事業である高機能消防指令システム及び救急デジタル無線システム構築事業について、年割額に応じて増額となるものでございます。

次に、消防施設費でございますが、東消防署空調設備改修に係る工事請負費の皆減により減額となるものでございます。

最後に、非常備消防費でございますが、ふじみ野市第1分団車庫修繕を予定しておりますので、増額となるものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくご説明申し上げます。

○山田敏夫議長 これより質疑に入ります。

質疑の方法については、申し合わせ事項により、歳入及び歳出はそれぞれ一括で質疑を行います。なお、質疑に当たっては、予算書のページ数や予算科目を示してから質疑を行うようお願いいたします。

初めに、歳入の質疑を受けます。質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

本名洋議員。

- **5番本名 洋議員** 5番, 本名です。予算書の9ページ, 款2の使用料及び手数料でお伺いいたします。斎場使用料が, これがしののめの里の空調設備等更新工事により減額になるということでもありますけれども, やはり利用者に影響が出ることが懸念されます。利用者に対し, どの程度影響があるのかお伺いいたします。
- **山田敏夫議長** 事務局長。
- **宮寺和美事務局長** 7年度の予算では, 5年度の実績から7割程度ということで積算しておりますが, 実際はもう少しくのかなというところでもあります。実際今現在, 第2式場と待合ロビー, 今空調の改修工事を始めております。そのときには式場的には全部使えないわけですが, 火葬のほうはやっておりますので, 火葬のほうの空調の改修工事につきましては, 友引のときだけを利用していますので, 実際は1日14件火葬できるのですが, それが12件になるときもございしますが, 市民の皆様には迷惑をかけないように工事を進めてまいりたいと思っております。
- **山田敏夫議長** 本名洋議員。
- **5番本名 洋議員** 本名です。これは2か年継続の事業ですけれども, 令和6年度の予算の段階におきましても, やはり影響があるということで, 式場の利用制限が予定されておりました。あるいは火葬件数も管内を優先して, この地域の方々には影響がないようにしたいという答弁がありました。先ほど管理者からも報告がありましたけれども, 実際のところは式場利用, それから火葬件数とも少し伸びているということで, 令和6年度についてはそれほど影響はなかった, いろいろ工夫されたのかなと思いますけれども, 令和7年度については令和6年度よりもやはりかなり影響が見込まれるということになるのでしょうか。
- **山田敏夫議長** 事務局長。
- **宮寺和美事務局長** 令和6年度は, 今式場に関しては第2式場と待合室だけでございますが, 令和7年度になりますと, 第1式場, 第3式場も改修いたしますので, 若干出てくるのかなと思います。ただ, 先ほども管理者が報告したとおり, 火葬件数, 式場の利用者数, 前年度に比べて増えておりますので, 実際先ほど言いました6年度の利用者数で管内が78%, 管外が22%ぐらいです。これは例年どおり大体このぐらいの数字が管内でありますので, 今後7年度はもう少し規制がかかるのかなと思いますので, その辺は構成市町の管内のその人たちの利用者には不便のかからないような手続をちゃんと取っていきたいと思っております。
- **山田敏夫議長** 本名洋議員。
- **5番本名 洋議員** 本名です。なるべく利用者に影響のないようにお願いしたいと思いますけれども, スケジュール的に例えば何月から何月ぐらいはちょっと影響があるのではないかと, そういう見込みがもし分かるようであれば教えていただきたいと思います。

- 山田敏夫議長 事務局長。
- 宮寺和美事務局長 式場に関しては、第2式場は今やっていますので、これから4月末ぐらいには終わると思います。第1が5月上旬から着手予定になっております。第3式場のほうは7月上旬ですか、それぐらいからの予定にはなっております。あと、ほかのエリアに関しては友引に予定しますので、できるだけ迷惑がかからないようところで工事はしていきたいと思っております。

- 山田敏夫議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

- 山田敏夫議長 質疑なしと認めます。

これをもって歳入の質疑を終了いたします。

続いて、歳出の質疑を受けます。質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

細田三恵議員。

- 12番細田三恵議員 12番、細田です。参考資料からでもよろしいでしょうか。

- 山田敏夫議長 結構ですよ。

- 12番細田三恵議員 参考資料12の3ページになります。(8)の日勤救急隊新設に伴う消耗品とございまして、先ほどの管理者からも救急隊が出動が増えているというお話がございました。こちらの日勤救急隊新設に伴うというところの新しく令和7年度から体制が変わっていくのかなと思ったのですけれども、そちらの新設になる内容、現状からそういう新設になるというところの背景を教えてくださいたいと思います。

- 山田敏夫議長 消防長。

- 中川一諭消防長 お答え申し上げます。

日勤救急隊の創設につきましては、先ほど来出ているように救急件数が3年連続で過去最高を記録しているというところで、昨年度につきましても救急隊の全隊出動が219件発生しておりまして、これを日勤救急隊を設けることで、この全隊出動の件数を減少させていくというところで考えております。令和7年度につきましては、月曜日から金曜日までの日勤救急隊、令和8年度以降はこれを365日全ての日において日勤救急隊を整備していくというところで今考えているところでございます。

効果といたしましては、昨年来の数値で統計で見ますと、日勤救急隊を、まず平日部隊をつくることでおおよそ6割弱の全隊出動に対応できるのではないかなというところで考えております。これを365日救急隊を創設すると、8割程度の全隊出動に対応できるのかなというふうに考えております。ただ、一部全隊出動もかぶっている部分もありますので、単純にそうしたふうにはいかないというところはあるのですけれども、おおよそそういった数字で捉えているところでございます。

以上です。

○山田敏夫議長 細田三恵議員。

○12番細田三恵議員 12番，細田です。ご説明ありがとうございました。6割から8割等のカバーができるのではないかとということでありましたけれども，消耗品の増並びにスマートフォン，タブレット端末の増大というふうにございました。予算書では，18から19のほうにございましたけれども，説明書でこの項目が，すみません，探せなかったので，説明書の中の何ページに計上されているのかというところを，何台なのかというところをご説明いただきたいと思っております。

○山田敏夫議長 救急課長。

○小嶋 学救急課長 救急課長の小嶋です。現在救急隊には，タブレット端末1台，それからスマートフォン2台を積載されています。それは，埼玉県の救急情報システムに伴うもので，病院の空き状況ですとか，今ここに救急車が何台行っている，手術が可能，ベッドが空いている等の情報があります。スマートフォンに関しては，そのシステムを使って一々ダイヤルするのではなくて，そのボタンを押すと直接病院のほうにかかるようになっていきます。なので，ここで1台当たりスマートフォン2台，それからタブレット端末1台が積載されるような状況になっております。消耗品に関しては，今使用しているものに若干プラスして，日勤救急隊も対応できるようにいたしました。

以上です。

○山田敏夫議長 本名洋議員。

○5番本名 洋議員 本名です。予算書の16ページになりますが，款4の消防費の一番上ですけれども，会計年度任用職員報酬ということで，これは予算概要に書いてあります防災館の新規採用だと思うのですけれども，会計年度任用職員新規採用ということで，これは全く新規採用なのか，それとも現状は正規職員で行っているところを会計年度任用職員に置き換えるということなのでしょうか，説明をお願いします。

○山田敏夫議長 消防長。

○中川一諭消防長 お答え申し上げます。

現状は，再任用職員によって行われている業務になります。これを再任用職員が来年度は2名となってしまうことから，そうしますと2名では対応がちょっとできないというところで，会計年度職員で対応させていただくというところで予算計上させていただきました。

以上です。

○山田敏夫議長 本名洋議員。

○5番本名 洋議員 本名です。会計年度任用職員の新規採用ということで，防災館は一般住民に対しての事業ではありますけれども，ある程度専門的な知識は必要だと思うのですが，そ

の点いかがでしょうか。

○山田敏夫議長 消防長。

○中川一諭消防長 お答え申し上げます。

今回、来年度会計年度職員を配置するに当たって募集をかけましたところ、今回4名の応募がございまして、全て当消防本部に勤務した職員が募集に応募していただきまして、それを採用することとしております。

以上でございます。

○山田敏夫議長 ほかに質疑はありませんか。

川畑勝弘議員。

○13番川畑勝弘議員 13番、川畑です。まず、予算書の15ページの斎場設置費の中の市道5111号線のところの問題についてちょっと伺いたいと思います。この課題がずっと出ているわけですが、これまでの経緯、そして新年度どう進めるのか伺いたいと思います。

○山田敏夫議長 事務局長。

○宮寺和美事務局長 この5111号線につきましては、やはり地権者がございまして、なかなか難しいところがございます。実際もう4年度、5年度、6年度、地権者には挨拶というか、そういうところで会っておりますが、なかなか応じてもらっておりません。また、この道路に関しましては富士見市の道路でございますので、富士見市の担当者も年に2回は地権者のところに伺っていただいて、交渉というわけではないのですが、一応顔出しには行っている状況になってございます。

○山田敏夫議長 川畑勝弘議員。

○13番川畑勝弘議員 次に、予算書の16ページ以降になるのですが、消防管理費の中の全体の職員の体制の関係について伺いたいと思います。これまで職員体制については質問してまいりましたが、この間の例えばコロナ時期であればコロナ時期でのいろんな対応、そしてインフルエンザ、そして職員の様々な研修とか、そういったところでも本当に人が足りないという状況が生まれてきたのかというふうに思うわけですが、その点について新年度どのように進めるのか伺いたいと思います。

○山田敏夫議長 消防長。

○中川一諭消防長 お答え申し上げます。

職員の定数に関する問題につきましては、令和5年度に策定いたしました定員管理計画において適正な消防力の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○山田敏夫議長 川畑勝弘議員。

○13番川畑勝弘議員 13番、川畑です。それで、先ほどの条例改正の中でも、休日及び休暇に関

する拡充が行われました。このときに令和5年度って先ほどおっしゃいましたけれども、どんどん、どんどん制度が変わっていくという中と、そして時にインフルエンザなどで消防力も、私も聞く中では足りないというところでもあります。例えば消防車両が実際台数が出せなかったりとか、それも職員が足りないから出せなかったりとか、そういったこともあったかというふうに思うわけですが、その辺についてはやはり新年度において改善していくということも考えなければいけないというふうに思うわけですが、その点について見解を伺いたいと思います。

○山田敏夫議長 消防長。

○中川一諭消防長 お答え申し上げます。

育児休業ですとか各種研修、そういったものに参加する職員によって、現場の隊員が不足するということが確かにあることは事実でございますが、これに関しましては消防署分署、この5つの部署の職員の人員調整を図ることで基本的には対応してまいります。どうしても、それでも足りないような場合は、事務系の職員を一定期間現場に配置することで、災害現場にしっかりと対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○山田敏夫議長 川畑勝弘議員。

○13番川畑勝弘議員 13番、川畑です。5つの署においてそれぞれ検証、研究していくということでもありますけれども、実際条例の中でも決められた人数しかいないというのが事実で、しかし、様々な休暇とか研修、これも毎回言っている話なのですが、全く進展がないわけなのです。そういう中で、私も職員さんの話を伺えば、本当にきつい状況だという現場の状況もあります。そこでの改善が見られないわけですが、今後どう考えるのか、本当に検証だけでは済まない状況にあるかなというふうに思うのですが、その点について伺いたいと思います。

○山田敏夫議長 消防長。

○中川一諭消防長 お答え申し上げます。

消防力の拡充につきましては、これまでも必要に応じて整備をさせていただいているところでございまして、今後も構成市町と協議をさせていただいて、人員等の増も含めて必要な消防予算の獲得をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○山田敏夫議長 川畑勝弘議員。

○13番川畑勝弘議員 それでは、続いて今の現状の中でメンタルで休まれている方もいらっしゃるかなというふうに思います。何人ぐらいが休まれているのか、長期で休まれている方もいますでしょうし、短期で休んでいる方もいます。その点について、どう把握しているのか伺いたいと思います。

○山田敏夫議長 消防長。

○中川一諭消防長 お答え申し上げます。

消防としては、現在メンタルで休暇を取っている者はありません。

以上でございます。

○山田敏夫議長 川畑勝弘議員。

○13番川畑勝弘議員 今いないということでありました。本当にいないのかということのがちょっと分かりません。事実今いないとおっしゃっているのですが、これをなぜ今それを言ったかという、最終的には辞められる方も、メンタルで、相談もできずに辞められる方もいらっしゃるのかなと、またこの間にも様々案件がある中で、全くないということは本当にあり得ない話かなと思うのですけれども、そこら辺についてもぜひしっかりと改善していただきたいというふうに思います。

あと、メンタルについてのケア、もしあった場合のケアはどう考えているのか伺いたいと思います。

○山田敏夫議長 消防長。

○中川一諭消防長 お答え申し上げます。

メンタル等で休暇を取った職員につきましては、産業医とお話をさせていただきながら、必要な対応を取ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○山田敏夫議長 川畑勝弘議員。

○13番川畑勝弘議員 13番、川畑です。次に、ハラスメントの関係で伺いたいと思います。ハラスメントの研修については、実際管理者も含めてやられていると思うのですが、新年度どのように研修を行っていくかという考えがあるのか伺いたいと思います。

○山田敏夫議長 事務局長。

○宮寺和美事務局長 ハラスメントの研修につきましては、例年どおり行う予定でございます。

あと、ワーク・ライフ・バランスの関係で来年度動画で動画研修を予定しております。

○山田敏夫議長 ほかに質疑ありませんか。

篠田剛議員。

○8番篠田 剛議員 8番、篠田剛です。予算書ですと19ページの救急費になると思います。先ほど質問もありましたが、事業別内訳明細書ですと35ページの通信運搬費、スマートフォン・タブレット端末機器通信料に当たるかなと思うのですけれども、最近の新聞報道ではマイナンバーカードを救急搬送のときに活用した取組もありますが、今このスマートフォン、タブレット端末が将来的にマイナンバーカードを活用するようなことに対応できるのかどうかご答弁をお願いします。

○山田敏夫議長 救急課長。

○小嶋 学救急課長 救急課長の小嶋と申します。お答えします。

この救急車に積載されているものは、国から示しているマイナ保険証には対応できません。令和7年度に実証実験をやるということで、当組合のほうも県のほうに要望書を提出しました。現在、8台の救急車で運用しています。条件としては、常時運用救急隊に全国の消防本部全台に希望したところは配布するということになっています。タブレット端末が8台、それからマイナカードを読み取る機械が1台、あと通信料のほうは国のほうが令和7年度はやっていただくということで、ただ新設となる日勤救急隊には常時救急隊ではないので、配布のほうはされません。なので、今後のちょっと予算化で計上しようかという考えは持っています。そんな形でちょっと両方の併用ができないということです。

以上です。

○山田敏夫議長 ほかに質疑はありませんか。

塚越洋一議員。

○14番塚越洋一議員 歳出予算事業別内訳明細書で6ページのところに研修がいろいろ書いてあるのです。ワーク・ライフ・バランスとかストレスチェックとか、いろいろ載っているのですが、こういう研修体系の中に各種契約法務関係の研修の機会というのはどこかに入っているのでしょうか。主に契約法務関係です。

○山田敏夫議長 事務局長。

○宮寺和美事務局長 この中にはちょっと契約法務関係の研修等が入ってございません。

○山田敏夫議長 塚越洋一議員。

○14番塚越洋一議員 消防の場合も年間多くの契約があると思いますし、またなかなか競争原理が発揮しにくいような仕組みの契約も多いようですので、やはり契約法務に関しての専門性を高めていくことは非常に大事だと思うのですが、今現在、契約法務関係の研修を一定程度受けられている職員がいられて、それで今年度は入っていないということなのか、それともまだあまりいないということなのか、その辺も含めてご答弁願います。

○山田敏夫議長 事務局長。

○宮寺和美事務局長 なかなか契約関係の研修というのは行くことが難しいものですから、ちょっと今自分の把握ですけれども、そういうところに行った職員は数名程度です。

○山田敏夫議長 塚越洋一議員。

○14番塚越洋一議員 分かりました。ということで、これは次の課題というふうにしておきたいと思います。

それから、その次に13ページのところに衛生費の斎場管理費で、しののめの里の火葬炉の設備改修が2,852万3,000円となっておりますが、この数字が今年度のつかってくることに

いてのどのような積算方法でこの数字が出てきたのかお答えください。

○山田敏夫議長 事務局長。

○宮寺和美事務局長 火葬炉の設備修繕でございますが、10年間の修繕計画に基づいて実施を行っております。前年度、その前の年とかでいろんな点検結果を踏まえて項目は選定しております。積算にいたしましては、一応業者のほうから見積りを出していただきまして、それについてこちらも県単価、国からの単価とか求めて、また構成市町の建築等担当部署に確認をしながら積算させていただいております。

○山田敏夫議長 塚越洋一議員。

○14番塚越洋一議員 火葬炉は特定の機械なので、なかなか修理するにしても競争原理が働きにくい分野だと思うのです。今のお答えだと、業者から参考見積りを取得して、それで他団体とかほかの状況を見て大体平準化して、この辺が妥当だろうという判断をしておられるということですね。市独自の積算というのは特にはないのですか。市というか、組合独自の。

○山田敏夫議長 事務局長。

○宮寺和美事務局長 どうしても専門家が組合のほうにはおりませんので、どうしても構成市町の専門技術の方をお願いして力を貸していただいているという状況になっております。

○山田敏夫議長 塚越洋一議員。

○14番塚越洋一議員 これからも機器の維持補修にかかる様々な事業が出てくると思うのですけれども、ぜひこの辺はいわゆる監理という形での専門性の確保を課題としておきたいというふうに思います。

それから、14ページの工事請負費でしののめの里の空調設備等更新工事3億7,744万3,000円の計上がありますが、本年度の工程は主にどのような日程になるでしょうか。

○山田敏夫議長 事務局長。

○宮寺和美事務局長 今ステップ1という呼び方をしておりますが、第2式場と待合ロビーのほう、そこの天井を剥がして、これから機器の取付け、その辺を行っていく予定になっております。これが4月の下旬ぐらいですか、4月中には終わるのではないかとということです。

次に、ステップ2としまして、第1式場と待合の1から3とラウンジについては5月から7月、大体2か月ぐらいですか、工事をやるのは。2か月ぐらいになっております。

最後のステップ3といたしまして、第3式場と待合4から7に関しましては、7月から始まって9月頃には終わるのかなと思います。

あと、炉の前とか、どうしても火葬を行いますので、その点は友引で行いますので、なかなか週1回とかしかできませんので、その辺は5月ぐらいからですか、入る予定にはなっております。

そんなような感じで9月末か10月のあれまでには多分大体が終わるのかなという予定では

おります。

以上です。

○山田敏夫議長 塚越洋一議員。

○14番塚越洋一議員 なかなか細かい日程調整が必要な作業になると思いますが、よろしく願いしたいと思います。

それで、これらの工程等なのですが、今諸物価高騰、人件費高騰ということですが、当初設定した契約金額でこのままいけるという見込みなのか、そういう前提に立っての予算計上なのか、その辺の判断をお願いいたします。

○山田敏夫議長 事務局長。

○宮寺和美事務局長 機器等に関しては、もう契約してすぐ発注入れていますので、その辺の単価が変わるということは聞いておりません。人件費についても、今のところ業者さんのほうから、これではという話は聞いておりません。

○山田敏夫議長 塚越洋一議員。

○14番塚越洋一議員 どうもありがとうございます。

それから、次28ページのところで防災館保守・管理委託料というところで89万2,100円ということになっておりますが、防災館もできてから大分年数たっておりますので、機器等も大分古くなってきて、例えば電話するところの通報訓練なんかでも、子供さんが来るとうちにこういう電話機ないとか、そういう話になってしまうのですけれども、やっぱり時代の変化を感じるわけです。それで、今年の保守点検管理の中では、そういう機器の時代に合った更新みたいなことは可能なのですか、どうでしょうか。

○山田敏夫議長 警防課長。

○浦野哲也警防課長 警防課、浦野です。お答えします。

来年度の保守点検には機器の更新は含まれておりません。完全に保守点検でございます。今後、防災館10年以上たちますので、防災館全体のリニューアルも考えつつ、計画をつくっていきたいと思っております。

○山田敏夫議長 塚越洋一議員。

○14番塚越洋一議員 今年度は更新を考えていないということですが、何しろやっぱり時代の変化についていけないと入ってきた、特に子供たちがたくさん来ますので、子供たちがやっぱり違和感を覚えるようではちょっとまずいと思うのです。ぜひ課題として、これからリニューアルのプランニング程度の予算はつけていただきたいというふうに思います。

次に、指揮統制関係のところ、43ページのところで工事請負費8億3,384万7,000円の計上ですが、この点についてのおおよその工程の確認をしておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○山田敏夫議長 指揮統制課長。

○長谷川義兼指揮統制課長 指揮統制課，長谷川です。令和7年度につきましては，ただいま製作図面の承認等を順次進めているところなのですけれども，この後製作の後にこちら庁舎のほうに収められてくるタイミングとしては，5月もしくは6月頃になるかと思います。そこから据付け工事等を始めて，現在の目標としては秋頃をめどに構築，工事のほうをおおむね終了するというような流れでおります。その間，現場車両，例えば無線ですとか，車両動態管理システムなどにつきましては，夏頃をめどに順次出動の合間を縫って設置していく，そのようなところで計画をしております。

以上です。

○山田敏夫議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 これをもって歳出の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第9号議案については，会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが，これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 異議なしと認めます。

したがって，委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

塚越洋一議員。

○14番塚越洋一議員 第9号議案 令和7年度入間東部地区事務組合一般会計予算につきまして，賛成の立場で若干意見を述べておきたいと思っております。

非常に時代の変化が激しい時期になってまいりました。こういう中で，やはり消防にしても救急にしても，行政需要の対応の仕方を柔軟にしていかなければならない状況だと思っております。中でも質疑もあったように，人員の体制についての再点検，そしてまた研修体系，これについてはとにかく世の中今訴訟社会化してきていますので，こういう点も消防も例外ではございません。そして，また人件費や物件費の上昇も非常に激しい中，契約法務事務等についてもより一層強化をしていただきたいというふうに思います。それから，また先ほど質問でも防災館の件もありましたけれども，やはりこれも時代の変化に合った対応をしていかなないととても追いつかなくなっていくと思っております。そして，また定年の延長に伴う高齢の職員がよりよい仕事ができるように，このリスクリングについても定年になってからやるのではなくて，やはりその前に準備するような体系もぜひ構築することをお願いを申し上げたいと

思います。

以上、市民の生命、財産をしっかりと守る消防として誇りを持って仕事ができるように頑張っていたきたいと思います。

以上、賛成討論とします。

○山田敏夫議長 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 これをもって討論を終了いたします。

これより第9号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○山田敏夫議長 挙手全員であります。

よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

.....
休 憩 午前11時38分

再 開 午前11時49分
.....

○山田敏夫議長 再開いたします。

第10号議案 議決事項の一部変更についてを議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

消防長。

○中川一諭消防長 第10号議案 議決事項の一部変更についてご説明申し上げます。

令和6年第1回入間東部地区事務組合議会臨時会において議決をいただいた水槽付消防ポンプ自動車水Ⅱ型の取得について、取得期限を令和7年3月21日から令和7年5月31日に変更したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、変更が必要となった理由といたしましては、能登半島地震等の災害の影響による半導体を含む部品不足及び物流の遅延により、当初の取得期限までに納品が困難となったものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○山田敏夫議長 これより質疑に入ります。

それでは、質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第10号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第10号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○山田敏夫議長 挙手全員であります。

よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

第11号議案 議決事項の一部変更についてを議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

消防長。

○中川一諭消防長 第11号議案 議決事項の一部変更についてご説明申し上げます。

令和6年第1回入間東部地区事務組合議会臨時会において議決をいただいた災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車水Ⅰ—B型の取得について、取得期限を令和7年3月21日から令和7年5月31日に変更したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、変更が必要となった理由といたしましては、能登半島地震等の災害の影響による半導体を含む部品不足及び物流の遅延により、当初の取得期限までに納品が困難となったものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山田敏夫議長 これより質疑に入ります。

それでは、質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

- **山田敏夫議長** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第11号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- **山田敏夫議長** 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

- **山田敏夫議長** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第11号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- **山田敏夫議長** 挙手全員であります。

よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

委第1号議案 入間東部地区事務組合議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

久保委員長。

- **久保健二議会運営委員長** 入間東部地区事務組合議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条文を整理するため、この案を提出するものです。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

- **山田敏夫議長** これより質疑に入ります。

それでは、質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

- **山田敏夫議長** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております委第1号議案については委員会提出議案です。よって、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより委第1号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○山田敏夫議長 挙手全員であります。

よって、委第1号議案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 一般質問

○山田敏夫議長 日程第5，一般質問を行います。

発言の通告がありましたので、これを許します。

4番，原田雄一議員。

○4番原田雄一議員 4番，原田雄一です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

項目は、今回3項目について質問させていただきます。

○山田敏夫議長 質問者に申し上げます。

壇上，こちらに来て。

○4番原田雄一議員 失礼しました。それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

大きな項目の1です。住宅密集地域における火災についてということでもって、まず（1）ですが、住宅密集地火災の対策とその訓練ということで質問をさせていただきます。近年、昨年ですか、1月には能登半島地震において、輪島市においては朝市等々でもって約200棟が燃える火災があったとのこと。また、少し前になりますが、私が鮮明に覚えているのは、2016年6月ですか、糸魚川市の大規模火災、これも100棟以上が燃えてしまったというような大きな火災がありました。また、この3月にも私どもの北野地区では火災がありましたけれども、当日は雪、雨で不幸中の幸いといいますか、大きな火災には至らなかったというのがあります。しかし、昨日のような大風だったら大変だったと思うところです。また、恐ろしいと思うところです。

それでもって、2市1町でいろいろと住宅密集地域があると思いますが、そのようなとこ

ろのまず火災が発生した場合については、その対策、またそれを想定した訓練というのはどのようにされているのかお尋ねをいたします。

(2)として、袋小路、狹隘道路等の対策とその訓練ということです。先ほど申し上げた、私はふじみ野市出身ですので、北野、大原地区等々は袋小路であったり、狹隘道路というのは、家屋が建ってから後から道路を付け足したようなところが多々あり、大変危険であるというふうに感じております。そのような中でもって、そういう狹隘な道路、車1台が止まっているとその横を通り抜けることができないというようなことがありますので、そのような対策、またそれを想定した訓練についてはどのようにされているのかお伺いをいたします。

大きい項目の2です。消防団についてです。大規模火災における消防団の役割とその共有ということです。私、消防団が水を出す、放水をするというのは、原則はあまりないのかなと、普段はないのではないかというふうに思っております。私も16年間消防団として在籍しておりました。そのときに16年間でもって過去2回ほどですか、実際に水を出す、放水をするということがありました。1回は鮮明に覚えておるのは、もう30年以上前の話ですが、ここにいる幹部職員の方は多分記憶にあると思いますが、出初めの日に、当時我々上福岡の消防団5分団が今のさぎの森小学校ですか、5分団が集まって出発しようと思ったときにその近くから煙が上がって実際の火事でありました。そのときにたしか5分団が、全車両が出したかと思うのですが、はっきりと覚えていませんが、放水をしたということ覚えております。そのほかにも1件たしかあったというふうに覚えておりますが、原則消防団が放水をするというのはないのかなと思っておりますが、ただし大規模火災等々があった場合については、そうはいっておられませんので、大規模火災があったときには消防団がどのように署の配下において放水をするのか等々について、その意思が統一されているのか、共有されているのか、またそういうような訓練があるのかどうかについてお尋ねをいたします。やはり署と団の連携ということが大事だと思いますので、そういう大規模火災のときに団をいかに活用するのか等々についてお尋ねをいたします。

次、(2)として、消防団における実践訓練についてということでもあります。これも昔の、私が消防団に入っておった頃は、地元で火災があった場合については、やはり自分のところの消防署がいち早く放水する、水を出すということがあるかもしれません。そうなってはいけないということでもって、当時、三十数年前、自分のところの管内の消火栓を全て開けて、1日ではないけれども、何回かに分けて開けて、実際に全部ではないのですが、数か所で放水をしたということがありました。ただ、その中でもって1件こういうことがありました。前日が雨だったのかもしれませんが、消火栓の蓋を開けますと水がいっぱいなのです。水がいっぱい、消火栓の管に筒をはめますよね。あれがちょっと何と言うのか忘れちゃったけれども、あれもはまらないのです。ですから、そのときにこういうこともあるのだなど、

万が一この事態では消火栓が一番近くても水が出せないということをおもったところですが、実際消防団が出すということは少ないと思うのですが、ないことはない。しかしながら、やはり訓練をしていないと訓練以上のことは私はできないというふうに思っていますので、消防団のそういう実際に水を出す、操法大会等々でもって水を出していますけれども、そういう実際の消防団の訓練というのはどうなのかということについてお尋ねをいたします。

そして、大きい項目の3項目め、組織の全体活性化についてであります。これについては、私今まで自分のまちの図書館がちょっと今改築しておったこともありまして、すぐ前のステラの図書館を利用させていただいていました。そのときにこちらの署でもって隊員の方が大きな声でもって訓練をされておりました。大変頼もしく、本当にこの隊員たちがいるのであれば安心だなというふうに思ったところですが、しかし、いろいろと事件、事故、不祥事も多々あるようです。私もちょっとインターネット等々でも調べてみましたが、またこの署からも昨年職員の処分についてと、非違行為があったということでもって、コンビニエンスストアでもって販売する商品を窃盗したと、こちら署からの通知です。あと同じく公文書の紛失、公文書が紛失した事例が判明したということの通知がありました。そのほかにも、これは一昨年ですから、23年になりますが、女性更衣室にカメラを忍ばせて盗撮目的で小型カメラを設置したというような事件もあります。また、同じ年ですか、うずくまる男性が心肺停止と、急ぐ救急車がバックして赤色灯が壊れて搬送が17分遅れる、その後死亡があったというような記事もあります。また、その前年ですか、2022年、すれ違った女性を殴ったと、気がついたら留置場にいたと、その前21年も救急車の到着が遅れたと、消防本部が名前を聞き間違ったと、そのもう少し前ですか、2017年には酒気帯びで衝突事故、容疑の消防署員逮捕というような、このような事件、事故、不祥事がちょっと続いている、これは少しよろしくない状態ではないかというふうに思っております。

そこでもって、そのようなことが続いている中でもって、今回損害賠償の請求事件、安全配慮義務違反、また差出人不明の怪文書等々がありました。このことについては、組織が風通しのよい組織になっていないのではないかと、ちょっと注意しなければいけないのではないかと、やはり管理者がしっかりと働いていただかなければいけないのではないかとこのように思っております。そこで、この1番、2番については、内容については私は問いません。ただ、この損害賠償事件、そして怪文書については、管理者ではどのように捉えているのかについてお伺いをいたします。

そして、(3)、ハラスメント防止についてです。ハラスメントの防止については、ハラスメント防止に関する要綱を見させていただきました。大変によくできているというふうに思っておりますので、このハラスメント防止、先ほどの予算の中での質疑がありましたけれ

ども、近年どのような研修をされて対象者はどうなのか、その効果はどうかということについてお尋ねをいたします。

そして、(4)として、組織としての今後の対応、今まで、今先ほど申し上げましたが、ちょっと事件、事故、不祥事が多いというふうを考えておりますので、管理者も3人の首長が交代でもって管理者を行うということで、これもやはり大変だと、自分の自治体がある中でもって、またこちらの組合についても交代で行うというのは大変であるというふうには思っていますけれども、ただやはり管理者はトップとして采配を振るわなければいけないということで、この3月まではふじみ野の高畑市長が管理者、そして4月からは今度管理者が移って富士見市の星野市長が管理者になられるということですので、実際この後の対応については、富士見市の星野管理者が采配を振っていただくということになりますので、これからの組織として今後の対応をどうするのかということについては、次期管理者の星野管理者のほうにこれはお尋ねをしたいというふうに思います。

以上、3項目にわたり質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○山田敏夫議長 答弁をお願いします。

消防長。

○中川一諭消防長 お答え申し上げます。

1、住宅密集地における火災についての(1)、住宅密集地火災の対策とその訓練、(2)、袋小路、狭隘道路等の対策とその訓練につきましては、関連しておりますので、一括して答弁させていただきます。

住宅密集地火災の対策と袋小路、狭隘道路等の対策につきましては、住宅密集地では建物が接近しているため、火災が発生すると延焼の危険性が高く、大規模な被害につながる可能性があることから、当消防本部では入間東部地区事務組合警防規程第18条に基づき、密集危険区域警防活動計画を策定しております。この計画は、木造建築物などが多い地域など、大規模火災のリスクが高い地域を特定し、火災予防、消火活動、消防体制の充実、強化を図ることを目的としています。策定に当たっては住宅戸数密度や木造率、不燃領域化率や延焼抵抗率を基に対象地区を指定し、さらに地形、道路状況、建物状況、水利状況を把握した上で、消防車両の進入ルートや火災防御対策など、消火活動を効率的に行うための基本方針を定めています。

また、本計画の実効性を確保するため、地域の実情を把握し、袋小路や狭隘道路における消防活動の困難性を踏まえ、消防水利の維持管理や地理調査を計画的に実施するとともに、袋小路や狭隘道路が多い地域では、迅速かつ的確な消火活動が行えるよう、車両部署位置や進入経路を分析し、機動的な消防体制の整備を進めております。さらに、住宅密集地火災や袋小路、狭隘道路等、建物火災を想定した火災防御訓練を日常的に行い、消防活動の実効性

を向上させています。今後も計画の見直しと改良を継続的に進め、火災による被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、2、消防団員について、(1)、大規模火災における消防団の役割とその共有についてでございますが、大規模火災発生に伴う消防団災害活動に万全を期すため、消防団は消防署隊と密接な連携を保持し、消火活動を実施しております。通常地域火災において消防団は消防署の後に現場に到着することが多いため、常備車両に中継送水を行うことが主な役割となっております。平成29年2月に三芳町で発生した大型倉庫火災においても、消防団による中継送水活動が行われ、被害を最小限に食い止めることができました。消防団は、こうした中継送水活動が主な活動となっているところですが、大規模火災や長時間の活動となった場合、常備消防とローテーションを組んで交代しながら放水するケースもございます。また、大規模震災が発生した場合を想定した消防団震災活動指針を平成30年4月に策定し、大規模震災時の火災やその他の災害に対する消防団の対応を明確にしているところでございます。

(2)、消防団における実践訓練についてでございますが、毎年9月に東消防署消防訓練場で消防署・消防団合同総合火災防衛訓練を実施しております。この訓練は、火災による放水活動に加え、平成26年に改正された消防団の装備の基準に伴い整備された電動カッターなどの救助資機材や救急資機材などを活用し、消防団活動の実践的技術の習得と強化を図るものです。そのほか随時訓練として、災害出動区分に応じて一緒に活動する消防団と消防署の隊員との連携訓練を実施しております。随時訓練の際の訓練場所は、東消防署訓練場以外にも各分署の敷地を訓練場所として活用しております。令和6年4月から12月までの各訓練実施状況は、団員1人につき平均で11回でございます。そして、消火栓等の位置を把握するための活動支援情報として、現在、消火栓等の位置を落とし込んだ地図を全分団に配布しているところでございますが、令和6年10月から活用を始めました消防団活動支援アプリには、消火栓の位置を表示する機能を有しております。そのほか災害現場で活動する団員からの情報を全団員で共有する機能を有し、今後、実践訓練などにアプリの操作を含め、さらなる活用を含めた訓練を計画してまいりたいと考えております。

次に、3、組織の停滞、活性化についての(1)、損害賠償、安全配慮義務違反請求事件と(2)、差出人不明の怪文書については一括で答弁させていただきます。令和6年6月24日付で送付のあった損害賠償、安全配慮義務違反請求事件と差出人不明の怪文書についてでございますが、どちらの事案も憂慮すべき事態であるという認識でおります。

次に、(3)、ハラスメント防止についてでございますが、ハラスメントにつきましては、組織として撲滅に向けて取り組まなければならない課題であると認識しているところでございます。ハラスメント防止に関しては、職員研修の実施や苦情相談窓口の設置、ワンチーム

1 o n 1 ミーティングの実施等、様々な対策に取り組んでいるところでございます。

具体的に申し上げますと、まず職員研修についてでございますが、令和6年度は育児休業等の職員を除く全職員288名を対象に、令和6年12月6日、13日、20日の3日間にわたって外部講師をお招きし、服務倫理研修としてハラスメント、不祥事防止研修を行いました。なお、当日欠席した職員につきましては、後日動画研修を実施しましたので、全職員が受講しております。

次に、苦情相談窓口の設置につきましては、職員が相談しやすい窓口とするため、令和6年度より消防の相談窓口担当者について4名の増員を図り、6名体制としました。6名とすることで、男女、また各年代に対応できるようにしたところでございます。なお、当組合の苦情相談窓口には、通報しにくい、あるいは通報したものの、適切な対応をしてくれなかった場合に備えて総務省消防庁にも相談窓口が設置されておりますので、そちらでの相談も可能になってございます。

次に、ワンチーム1 o n 1 ミーティングにつきましては、前年度から実施している施策で、管理監督的立場の者と部下職員がコミュニケーションを図り、お互いの理解を深め合うことで働きやすい職場環境の創出を図るとともに、様々な課題の解決やハラスメントの早期把握を目的として実施しているものです。実施につきましては、月に1回、3分から5分程度で自由な雰囲気を実施することとしております。また、通常ミーティングに加えて、3か月に1回は特別ミーティングとして所属長との面談を行っております。このワンチーム1 o n 1 ミーティングは、部下職員が発している小さなS O Sを見逃すことなく受け止め、対応が必要な事柄を早期に発見することを期待するものです。実際にミーティングを行った上で、特異な事案については消防長に報告することとしていることから、早期に対応が可能であり、問題解決につながる非常に効果のある施策であると感じているところでございます。

次に、(4)、組織としての今後の対応、対策についてでございますが、職員が様々な意見を持つ中で、これまで以上に例えば職員の相談方法について、組合の相談窓口の周知を通知だけではなく、個人面談の際に丁寧に説明することや、外部の相談窓口についても周知を行うことで相談しやすい環境づくりを探ることや、職員の日頃の精神状態を把握するため、毎年行っているストレスチェックの有効活用や、構成市町においてはストレスチェックの調査項目が組合よりも詳細であることから、組合もそうした方法への変更の必要性など、様々な対策を探してまいりたいと考えております。今後の対応や対策につきましては、拙速に決定するのではなく、職員が意見を述べやすい職場環境の充実方策を構成市町と連携するとともに、他団体の対応も参考にしながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山田敏夫議長 原田雄一議員。

○ 4 番原田雄一議員 それでは、若干再質問をさせていただきます。

住宅密集地の火災については、基本方針ですか、定めて実情の把握に努めているという答弁がありました。大変力強く思うところです。先ほど申し上げましたとおり、2月には本当に毎日のように強風が吹いていました。あのときに、今回は先ほど申し上げたところの北野地区の火災ですか、ああいう強風のときであれば大変、また道路が入り組んでいるところであつたので、大変心配をするところですが、ぜひとも実情把握というのが大事かと思imasuので、その辺は引き続きお願いしたいと思imasu。

そして、消防団についてです。消防団については、中継活動であるとか、またローテーションの放水等々を考えているということでした。また、30年ですか、活動指針を先ほど作成して、その活動については明確化しているということですので、こちらについても心強く思っているところです。先ほど申し上げたとおり、まず消防団が水を出す、放水するということは通常はないと思っておりますが、しかし、ないわけではない。やはり地域であつたり、そういうふうにも毎月点検等で集まっているときに、そのときに火災がたまたま起きてしまった等々、署よりも早いということがあるかもしれません。ということで、消防団においてもそういう実践訓練についてはお願いをしたいというふうにも思っております。

そして、大きい項目の3項目めについては、損害賠償事件、そして怪文書等々については、中身について私は問いませんが、先ほど申し上げたとおりちょうど組織が停滞しているのではないかとこのふうには感じております。

ハラスメントについても、幹部職員については私どもより若干若い世代なのですけれども、私等々も含めて、やはり我々が若い時代とはちょっと今はもう時勢が違ふ、違ふところがなかなか理解をされていないというのは思うところです。だから、それは私も含めて、ここにいる議員も含めて、今の時勢に合うような考え方というのですか、やはりそうでなければいけないというふうにも思っておりますので、私も頑張りますので、幹部職員の方も今の時勢に合ったものを、ハラスメント等々についてはやはりしっかりと頭にたたき込んでいかなければいけないというふうにも思っております。研修等々もいろいろやられていると聞いていますが、しかし、研修はやっただけでは駄目なわけですから、やはりそれをきちんと理解してもらわなければ、成果がなければ駄目だというふうにも思っておりますので、その辺をお願いしたいと思imasu。

そして、この事件、いろいろ先ほどから組合の事件、事故、不祥事については申し上げました。そういうことが重なってこの1番、損害賠償請求事件であつたり、この怪文書であつたりが起きているのだというふうには私は思っております。ですから、管理者の采配というのは、これは大きい、やはり現場が混乱をしないように管理者がしっかりと現場を管理していく、これは絶対必要だというふうにも思っております。

2月4日の怪文書説明のときにも、消防長のほうから大きな事件、またこういう怪文書等々があった場合については、管理者にも逐次報告をしていると、また主管課に報告をしているというふうなことを我々は説明を受けておりますので、この1番、損害賠償請求事件、そして2番、差出人不明の怪文書等々が起こった件については、内容は言いませんが、高畑管理者においてどのように捉えているか、管理者のお言葉でお願いいたします。

○山田敏夫議長 管理者。

○高畑 博管理者 それでは、ご答弁申し上げます。

今の議員ご指摘のように、これまでこの事務組合組織において、今数々不祥事というふうにご発言されておりましたので、そういう事象が発生してきたことについては極めて遺憾に思っております。そして、また憂慮すべき事態であるとも考えております。

こうしたことが起きていることについてどう認識をするかということですが、総じて言うならば憂慮すべき事態であるというふうに考えております。その中で、俗に言う差出人不明の文書につきましても、議員ただいまご指摘のように、消防長からはこういうことが発生すれば逐次報告を受けております。しかし、議員さんも多分行政組織についてはよくご存じの方だと思いますので、それでもあえて議場で申し上げますが、差出人不明のような文書の取扱いについては、通常は公式に行うものではないというふうに思っています。その中に記されている内容の信憑性については疑念を抱くことでもあります。さらに、この差出人不明文書、先ほど来議員からご指摘いただいているとおり、様々な組合組織の中で不祥事と言われるような反省すべき事象、事案も発生しています。今回のこの差出人不明の文書についても、ここにご列席の事務組合議会議員個々に郵送により送達されております。さらに、防火安全協会の正副、そして消防官友の会の正副会長の個々のご自宅に郵送によって送達されているということは、この文書を作成した人物というのは、組合内部で保有する情報を活用して行っていると、これまた憂慮すべき事態であるというふうに思っています。現在、公益通報制度というものが確立されている中ですから、本来は正々堂々と、差出人不明の文書ではなく、何か感じるものがあればしっかりとそのことを伝えて解決をしていくのが肝腎だと思っております。

そして、正副管理者ということで、先ほども管理者にはしっかり働いてもらいたいというご提言ございました。微力ながら精いっぱい活動しているつもりではおりますが、力が足りないというご指摘だと思いますので、これはしっかり私も頑張っていきたいと思っておりますし、併せてこちらの組織については、これもご承知のとおり、事務組合という形態を取っております。それぞれの市町で消防局を設置するという形にはできない状況の中で、効率的、そしてなおかつ効果的な消防行政、あるいは衛生行政を行っていくために、2市1町で構成されている組織でございます。それぞれの長は2年交代ということになりますが、正副管理者を

務めさせていただいておりますが、我々は正であろうと副であろうといつも課題であったり、様々なことについては共有をし合って、共に立場は長であれ副であれ、力を合わせて取組は進めているところだと思っております。しかし、ここ数年来の様々な事案についてご指摘をいただいている中でありますので、これまで以上にしっかり取組を進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○山田敏夫議長 原田雄一議員。

○4番原田雄一議員 ありがとうございます。お話を伺いましたが、若干私は意見の異なるところがありますので、ちょっとそこは申し上げたいと思います。

2月4日の怪文書の説明においても、消防長のほうからも正規のルートがあるのだと、こういう差出人不明の怪文書については問題にしないというような説明がありました。しかし、そうではないと私は思っています。というのは、何か不平不満というのですか、ある方がいるというのは、また先ほど申し上げましたが、研修等々があってもなかなかまた公益通報ですか、正規のルートがあっても、それに対応できない、それに乗れない方が多分いる。だから、それを放っておいていいのかというのが私の思うところです。そういうちょっと考え方が違う、ちょっと不平不満を持っている方がいるのであれば、それは早急に芽の小さいうちに摘む、対処するというのは、これは私が今考えております。

少し申し上げますと、皆さんご存じかと思えますけれども、割れ窓理論というのがあります。アメリカの犯罪学者ジョージ・ケリング博士によって提唱された、1枚の割れたガラスを放置すると、いずれまち全体が荒れて犯罪が増加してしまう。また、これを解釈して小さな問題や無秩序な状態を放置しておく、それがエスカレートして、より深刻な問題や犯罪が生まれることになるというふうにも言われております。ですから、私は正規なルートがあるのだからということではなくして、そういう不平不満のものがあるのであれば、それは小さいうちにやはり対処すべきだというふうに思っているところです。

そうはいいまでも、今管理者おっしゃったとおり、いろいろ努力されているのは私も分かっております。また、幹部職員においても、逆に裏返せば幹部職員の方は一生懸命やっているから、先ほどの予算の質疑の中でもありました。これで署が人の生命、財産を守る救急、そして消防が隊が組めるのかどうかというのもやはり懸念をしているというふうな、そういう議会の今予算審議の答弁でもありましたので、現場の方は隊は回らなければならない、だからまた職員を育成しなければいけない、だからやはり言わなければならないというのは、これは私もよく分かります。ですから、こういうことが起こるその反面は、幹部職員の方もしっかりと仕事はしているのだなというふうには思っております。ただ、若干ハラスメント等々については、その認識、意識が今の時代と違うのかなというのもあるので、その辺はし

っかりと認識してほしいということです。分かりました。

もう一点、これからは3人の管理者がいらっしゃいますけれども、4月からは富士見市長の星野管理者が中心になって采配を振るっていただくということでもありますので、星野管理者からこの組織、やはり活性化しなければいけない、活発化しなければいけないというふうには私は思っておりますので、その辺ご答弁いただければと思います。よろしくお願いします。

○山田敏夫議長 副管理者。

○星野光弘副管理者 私、副管理者の星野にご質問いただきましたので、答弁をさせていただきます。

ただいま消防長並びに管理者であります高畑市長から答弁をさせていただいたことを骨子にさせていただきたいと、これはご理解をいただきたいと思っております。そして、4月1日よりバトンをいただく私は、これまでどおり2市1町で構成しておりますお二人の首長さんとともに、しっかりこれを務めさせていただくということをお約束をさせていただきます。

そして、インシデントとしてこれだけのご指摘いただいたような不祥事が出ているということは、もちろん我々は把握をさせていただき、その都度消防長、事務局長から報告を受けた折にも、しっかりと我々としてはできる指示をさせていただいております。しかしながら、効果が上がらない、怪文書もここに出てきたというようなことでもありますので、これはなお重く受け止めております。

そこで、まだ私自身の私の私見でございますが、やはり何と云っても288名の消防職員、並びに事務局職員、し尿処理、そして斎場等の管理を担当する職員が300ということだと思っております。我々のこの所帯も大きくなっております。また、消防に対するご期待とか、災害に対応するということになりますと、これからの職員の増強など検討をしなければならない。事実日勤救急車などの配備をしたところでもあります。私は、まずガバナンスをここで見直す必要があると、我々自身も反省しなくてしっかりと消防職員、事務局職員幹部とともに、ガバナンスの強化を図りたいというのがまず1点、これは私のまだ私見でございます。まだ共有をしてございません。

それから、やはりご指摘のとおり、職員が不平不満を持つということは、これはどの組織でもあるでしょう。しっかりそれを吸い上げる、またそういう制度のシステムがあるということが何よりの職員のよりどころだということもあります。それが仮に機能していないとすると、やはりどこかに不備があるということは私も感ずるところであります。したがって、4月1日以降調査分析等をさせていただきながら、この分野についてもしっかりと整理をさせていただくということをお約束をしたいと思っております。

私が今ここで答弁できるものをさせていただきました。ご理解をいただきたいと思っております。

○山田敏夫議長 原田雄一議員。

- 4 番原田雄一議員 ありがとうございます。今、管理者として次期管理者から力強いお言葉をいただきました。我々も議員も全員が一丸となって応援していく所存でありますので、これからもよろしく願いをいたします。

ありがとうございます。以上で終わります。

- 山田敏夫議長 以上で一般質問を終結いたします。

△日程第6 閉会中の継続調査の申し出について

- 山田敏夫議長 日程第6，閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 山田敏夫議長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎管理者あいさつ

- 山田敏夫議長 管理者あいさつ、挨拶のため管理者から発言を求められておりますので、これを許可します。

高畑管理者。

- 高畑 博管理者 閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご提案申し上げました議案に対しまして、慎重なるご審議の上、ご可決を賜り、誠にありがとうございました。

さて、富士見市選出の議員の皆様におかれましては、これまでの間、組合行政の発展のためにご尽力を賜り、心から感謝申し上げます。

また、私ごとでございますが、3月31日をもちまして、管理者としての任期が満了となります。4月1日からは、星野富士見市長が管理者となりますが、今後も副管理者として林副管理者とともに、星野管理者を支えながら、組合行政のさらなる発展のため、努力してまいりる所存でございます。

そして、これまで消防行政に尽力された中川消防長は、3月31日をもって退任となり、宮寺事務局長も派遣期間満了に伴いふじみ野市に帰任となります。4月からは、新たな執行部の体制となりますが、今後におきましても管内における住民の安全安心と衛生的な生活環境の確保を図るため、職員一丸となり業務に邁進してまいりる所存でございます。

議員の皆様におかれましては、健康にご留意され、より一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

.....

△閉会の宣告（午後 零時40分）

○山田敏夫議長 お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第8条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和7年第1回入間東部地区事務組合議会定例会を閉会いたします。

△署名

左記会議のてんまは、書記長が記載したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年3月18日

議長 山田敏夫

署名議員 島田和泉

署名議員 林善美